

一般社団法人日本パラフェンシング協会
強化選手規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために指定する強化選手として強化活動を行うにあたり、強化選手の指定とその選考基準および受益・義務等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 強化選手は、当協会が定款に定める目的を達成するために、強化の対象を定めることで強化活動を円滑に実施し、競技力向上をもって競技を普及することを設置目的とする。

(要件・選考基準・ランク)

第3条 強化選手の対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有し、当該年度の当協会会員登録者である者。
- (2) 国際車いす・切断者スポーツ連盟（以下「IWAS」という）登録者、または登録の意思がある者。
- (3) 医療機関およびチームドクターが実施するメディカルチェックで健康上問題が無く、競技を行ううえで心身ともに適した状態である者。
- (4) 国際クラス分けを受検してスポーツクラスが確定し、クラスステイタスがCまたはRの者。ただし、競技開始から指定時点まで国際クラス分けを受検していない者については、国内クラス分けで該当クラスが判定されていること。
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本を代表する選手としてふさわしく、別に定める強化選手等行動規程を遵守し、強化選手等誓約書を提出する者。
- (6) 別途定める年度別選考基準を満たしている者。

2 前項第6号に定める年度別選考基準および強化指定ランクは、当協会が定める強化戦略プランに基づき、強化部が作成し、理事会で協議のうえ毎年8月31日までに決定し公表する。

(指定の決定および期間)

第4条 強化選手の指定は次により決定される。

- (1) 強化部は、当該年の競技成績等により第3条に基づき審査を行い、毎年最終の国際・国内競技会の終了後10日以内に翌年の強化選手候補者を推薦する。
- (2) 当協会理事会にて推薦者を協議し、毎年12月25日までに強化選手を指定する
- (3) 期間中の各国際・国内競技会の成績により基準を満たす選手がある場合は、前二号と同様の手続きにより、速やかに追加指定を行う。

2 強化選手の指定期間は毎年1月1日から12月31日の1年間とし、期間中に追加指定を受けた選手も、その有効期間は当該年12月31日までとする。

(指定取り消し)

第5条 強化選手は、次の理由により、理事会において指定を取り消すことができる

- (1) 強化選手に、医学的問題（ドーピング問題を含む）やクラス変更が生じた場合。
- (2) 強化選手が、別に規定する強化選手の遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 強化選手から引退届が提出された場合。
- (4) 指定期間中に競技成績が著しく下がった場合。
- (5) 上記以外の理由により、選手活動の維持が困難であると判断した場合。

(遵守事項)

第6条 強化選手は下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書への署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加
- (3) IWAS 公認大会への個人での出場禁止。IWAS 公認外の大会に個人で出場する場合は、当協会理事会に事前申請書を提出し、承認を得たうえで終了後に結果報告書を提出すること。
- (4) 強化合宿以外の練習報告および健康など医学的状況変化の報告
- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 当協会が派遣する国際大会、強化合宿、および各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (7) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (8) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認および報告
- (9) メディアに出演またはその取材を受ける場合の当該メディアから当協会への申請・承認（原則として事前申請・承認）、および事後の報告
- (10) 第三者とマネジメント契約を締結したときの速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

(登録料・誓約書)

第7条 強化選手は、強化選手として IWAS の指定を受けるにあたり、IWAS が定める登録費および様式 C+の誓約書を当協会に支払い、提出しなければならない。

(受益)

第8条 強化選手は、参加する合宿・大会等に対して当協会から費用支援を受けることができる。支援の額は日本スポーツ振興センター（JSC）競技力向上事業ほか助成金および当協会の年次予算・事業計画から勘案し、理事会が年度ごとに別に定め強化選手に通達する。

- 2 強化選手は、当協会が指定するユニフォームを着用しなければならない。着用に関する規程は別に定める。
- 3 強化選手は、当協会が行う医科学情報等に関する支援を受けることができる。ただし、支援内容は強化部、強化委員会、強化スタッフ等の承認を得ることとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 強化選手の個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。強化選手の氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、戦績・ポイント、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。

- 2 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するため、IWAS、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。
- 3 当協会は、前二項以外の目的で強化選手の個人情報を当該強化選手の事前承諾なしに第三者に開示することをしてはならない。

(不服申し立て)

第10条 強化選手の選考結果に対する不服申し立ては、公表後7日以内に選手本人または当協会登録所属団体を通じて文書により行われたものについて受理し、当協会内に設置される不服審査委員会により処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、当協会理事会において行う。

付則 令和4年4月1日制定